

令和7年度 食品関連企業就業者向け 専門フードスペシャリスト資格認定試験実施要領

公益社団法人日本フードスペシャリスト協会

1. 試験日時

令和7年度の食品関連企業就業者向け専門フードスペシャリスト資格認定試験（以下「就業者向け試験」という。）は、令和7年12月21日（日）11時10分から実施（80分間）します。

2. 試験実施場所

就業者向け試験は、令和7年度の認定試験を実施する教育機関を会場に実施します。各実施機関に対しては、試験の実施に伴う経費として受け入れ受験者数に応じて、一人当たり5,500円（税込価格）を支払います。ただし、これによらない場合は、公益社団法人日本フードスペシャリスト協会（以下「協会」という。）事務局が連絡・調整を行います。

なお、令和7年度フードスペシャリスト資格認定試験実施予定校は、公益社団法人日本フードスペシャリスト協会（以下「協会」という。）のホームページに掲載しています。

3. 試験の種類

就業者向け試験は、次の資格区分ごとに行います。

- ① 専門フードスペシャリスト（食品開発）資格
- ② 専門フードスペシャリスト（食品流通・サービス）資格

4. 受験資格

(1) 就業者向け試験の受験資格を有する方は、食品関連企業に在籍し、食品関連企業において以下の職種に同等する業務を行っている方です。

- 一 製造・調理・加工
- 二 営業
- 三 販売
- 四 マーケティング
- 五 バイヤー
- 六 営業計画
- 七 販売企画
- 八 研究・開発
- 九 生産管理
- 十 品質管理

- 十一 設備管理
- 十二 店舗開発
- 十三 ホール担当
- 十四 物流
- 十五 広報

(2) 上記業務にかかる勤務年数（累計）については、以下のとおりとしますが、食品関連企業に年度当初（4月1日）から採用された方については、勤務年数（累計）を同年度内の実務経験見込み年数とみなすことができます。

- 一 大学卒業生 2年以上
- 二 短期大学卒業生 4年以上
- 三 高等専門学校卒業生 4年以上
- 四 その他 5年以上

(3) 受験資格の認定は、協会の専門委員会が行うものとします。

5. 受験申請

就業者向け試験を希望する者は、協会に直接受験申請を行うものとします。必要な書類は以下となります。

- 一 受験申請書
- 二 企業に在籍していることの証明書

6. 合否の判定と通知

- (1) 各資格認定試験の合否は、得点結果に従って、協会の専門委員会において判定します。
なお、得点に関わらず、職歴等に疑義がある場合は、不合格とします。
- (2) 解答用紙の提出がない受験者は、認定試験を棄権したものとみなします。
- (3) 判定結果は、協会から受験者に直接通知します。

7. 資格認定書の申請・授与

交付申請に基づき資格認定書を交付します（ただし費用は申請者負担となります）。

8. その他

詳細については、食品関連企業就業者のための受験案内を参照して下さい。

【お問い合わせ先】

(公社) 日本フードスペシャリスト協会
〒170-0004

東京都豊島区北大塚 2-20-4 橋義ビル 4階

TEL : 03-3940-3388 FAX : 03-3940-3389

E-mail : info@jafs.org